

本件許可に係る条件

- 1 許可事項を変更しようとするときは、その一ヶ月前までに再度許可申請を行わなければならない。
- 2 占用の期間中、見やすい場所に別記様式による標示をすること。
- 3 本件許可に係る行為により河川管理上障害を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認められるときは、許可を受けた者に命じその障害を除却せしめ、またはこれを予防するために必要な措置を取らせることがある。
- 4 本件許可に係る行為に起因して河川施設を損傷したときは、速やかに届け出て、その指示に従わなければならない。なお、原状回復に要する費用は、許可を受けた者の負担とする。
また、第三者と紛争を生じた場合も、許可を受けたものの責任で解決すること。
- 5 本件許可を廃止する場合、または満了にあたり占用を継続しない場合は、許可を受けた者が費用を負担して原形に復旧しなければならない。
- 6 許可を受けた者がその住所を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 7 工事完了の際には届け出すること。
- 8 期間満了後も引き続き占用を行なおうとするときは、満了の一ヶ月前までに、更新の許可申請を行なわなければならない。

別記様式

準用河川	川許可標示板
1 許可を受けた者の住所及び氏名	
住 所	
氏 名	
(名称及び代表者氏名)	
2 許可年月日及び番号	
年 月 日付け 春土第 号	
3 目的	
4 種類・数量	
5 許可期間	
年 月 日から 年 月 日まで	

備考

- 1 大きさは、縦26センチメートル、横36センチメートル程度とする。
- 2 材質については適宜とするが、耐久性のあるものを使用するものとし、材質によっては角及び縁を丸く加工すること。
- 3 色彩については、文字を黒色、地を白色、縁線及び枠線を朱色とすること。
- 4 工事期間中の標示については、軽易なもので代えることができる。
- 5 標示にあたっては、工作物の形態に応じ適宜な方法とすること。